

平成26年度第4回島根県公共事業再評価委員会議事概要

件名	平成26年度 第4回島根県公共事業再評価委員会
日時	平成26年9月11日(木) 13:50~16:00
場所	島根県県民会館 第1多目的ホール
出席者	●委員 安部康二、岡清二、来海公子、木村和夫、宗村広昭、高田龍一、藤山晶子、藤原眞砂、正岡さち(敬称略) ●県 土木部 次長(技術)、土木総務課長、技術管理課長、道路建設課長、河川課長、港湾空港課長、砂防課長 他 農林水産部 参事、農林水産総務課、森林整備課長 他
配布資料	・議事次第 ・平成26年度第4回島根県公共事業再評価委員会出席者名簿 ・平成26年度公共事業再評価対象事業箇所表 ・平成26年度島根県公共事業再評価 スケジュール ・浜田川総合開発事業 対応方針(案) ・浜田川総合開発事業 費用便益比
議事	抽出箇所の審議

会議の内容

1. 開会

2. 挨拶(土木部次長)

3. 議事

(1) 抽出事業の審議

[会長] 第4回の再評価委員会を開催させていただきます。第2回、第3回と現地を見させていただき、委員の皆様方には暑い中お出かけいただき、また執行部の皆様方には非常にご丁寧な説明をいただいたかと思っております。先ほどの次長の挨拶の中でもいろいろな話が出てきたのですが、今日も実は北海道でとんでもない雨が降っているということで、私も以前行政に関わったこともありますけれども、一体基準とする負荷をどう考えればいいのかというのを非常に改めて考えさせられるところでございます。安全・安心な県土と言っ

ても、県土を全部コンクリートで固めるわけにはいきません。そして、今の異常気象というのは、通常では全く考えられないような、1時間に100ミリを超えるような雨というのは、本当に想像を絶するものでございまして、これからは先ほどの挨拶にありましたように、ハード面の対策も然りでございますけれども、やはりソフト面の、もう危なかったらとにかく逃げるといふ体制。ということはこの公共事業執行者の皆さんと、ソフトを扱っているのは消防防災課ですか、そちらのほうとの連携というのが非常に大事になってくると思います。ここは地すべり対策がもう終わっているから、少々降っても大丈夫だというのではなく、どんな雨の降り方をするか分かりませんので、早い段階で逃げるといふような、本当にハードとソフトの横の連携を密にした県の体制や姿勢が非常に重要になってくるのではないかと私自身考えているところでございます。

さて、公共事業の再評価について今後のスケジュールは、今日が第4回となり、次回10月20日の第5回委員会で最終的な意見具申案の審議ということになります。委員の皆様方には、ある程度の方向性について出せる範囲のところでの議論を、執行部の皆様にお尋ねしていただき、この会の中で議論できればと思っておりますので、何卒よろしくお願ひします。

詳細審議を前提といたしまして、現地審査7箇所見て参りました。隠岐の1箇所につきましては、室内での説明がありましたけれども、それについては委員のほうでも機会を作ってお願ひいただき隠岐のほうにもお出かけいただいております。それで、詳細審議する合計8箇所につきましては、一般県道草野横田線から順にそれぞれ委員からご発言いただき、質問等がありましたら、その都度執行部のほうにお聞きするかと思っておりますので対応をよろしくお願ひしたいと思います。では最初に、「道路改築事業 一般県道草野横田線草野工区」につきまして、よろしくお願ひいたします。

(委員) 現場を視察させていただきまして、いろいろな課題等も意見交換の中で出てきたのですけれども、その中で、完了すれば松江の道としても使えるとか、後ろのほうに比田温泉や縄久利神社があつて、整備によって他の観光施設とのアクセスが向上し、利用者・来訪者が増加すると思われていると資料に書かれてあるのですけれども、実際この工区を含むこの草野横田線というのが、全体の中でどのような位置づけをされているのかということが、よく分からなくて、最初にいただいた資料では非常に拡大されていてその部分しか見えなくて、どういうふうな位置づけになるのですかということで、視察したときにはこれを差し上げますということでこれをいただいたのですが、今度は、こちらは広域すぎてどこに該当するのか分からなくて、大体どんな感じなのか分かりやすい図がほしいという要望を当日にお願ひしたと思うのです。その資料がなかなかいただけませんで、多分これまでにいただいた資料で具申案をとということだと思っております。

(事務局) 第4回委員会開催の案内にあわせて、委員の皆様方全員に追加資料を配付させてもらっておりますが届いていませんか。配布した資料を今お持ちします。

(委員) すみません、私のところに届いていなくて。別のもう1個のほうは届いているのですけれども。ではどこかで迷っているのかもしれませんが。この資料を見させていただきます。

それで、松江市への道とか、どのような形で抜けられるかというのをもう一度確認させていただいて、具申案の文章を書きたいと思います。今、この資料を見せていただいたのですが、広域の地図とあわせてもう一度見させていただきます。私のところに届いていなかったのも申し訳ありません。それにあわせてお聞きしたかったのが、交通量が1日150台程度ということですが、いつ150台が通るのかということ、あと奥のほうに子ども達が通う小学校等があるということで、そのあたりの位置づけを実は知りたかったのです。そのあたりを教えていただきたいということと、あと費用対効果の算出する手法が確立されていないということで、算出されていないのですけれども、何か代替の手法で計算できないかということをお教えいただけたらと思います。

[会長] では一応そこまでの意見として、今委員のほうからは、まだいくつかの疑問点があって、行き違いでどうも資料が届いていなかったようなのですけれども、もしこの場でご回答いただけるものなら、お願いしたいと思います。

(道路建設課) 資料につきましては大変失礼いたしました。すみませんでした。お答えできる部分だけお話しをさせていただきます。まず交通量ですけれども、これは全国一斉に交通量を調査するものがあります。その1番新しいものが平成22年となり、その数字です。5年に1度ということになっておりますので、普通でいえば来年またあると思うのですが、特別にそれ用に調査したのではなく全国一律で調査したときの数字です。それから小学校につきましては、もうこちらの近くにはないものですから、全てスクールバスで子ども達も通っております。各家で止まるのかどこかに集まるのかちょっとそこまで申し訳ありませんが把握できていないのですが、ずっと歩くということではなくて、スクールバスでの通学になっております。それともう一つ、費用対効果ですが、2車線改良をするような場合であれば、距離が短くなったり、また通過速度がずっと上がります。道路のB/Cにおける効果につきましては、時間短縮が主な効果になるのですけれども、なかなか今回のように部分的には残しながら、一部だけ改良する形でありますとなかなか数字が出にくいということがありまして、正直確立されたものがないのですが、ただ大体といいますか、今あるようなものをお考えたらこういったものということは、ちょっと整理してもう一度お話しをさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

[会長] 委員は、まだ不足する部分はあるかと思いますが、基本的なところとして、県のほうでは継続という方向性を出しておられますけれど、その点について何かありますか。

(委員) 現場を見させていただいて非常に通りにくい危険な箇所も多かったですし、課題もいくつか抱えておられると思うのですけれども、先ほどスクールバスで通っている子ども

達のこととか、周囲に住んでおられる方のことも考えたり、まだ確認できていないですけれども、松江に抜ける道としても使われるということを考えれば、継続という方向でいいかなと思っております。

〔会長〕 不足する資料の部分についてはこの後しっかりと委員にお伝えして、委員におかれてはそういう部分も踏まえてよろしく申し上げます。他の委員の皆様からは何かこの件についてありますでしょうか。

(一同異議無し)

〔道路建設課〕 そういたしますと、追加資料のお話もいただきましたので、今お渡しした資料のことも含めまして、また説明に伺わせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

〔会長〕 よろしく申し上げます。お手間をかけますけれども、この委員会、形骸化してしまうと何も意味がありませんので、やはりいろいろ専門的なことが分からない委員がいらっしゃるのは当然です。この委員会としては、いろいろな面でやはり執行部の皆様にはご負担といたしますか、いろいろとお聞きすることも多々、今後も出てこようかと思っておりますけれども、あわせましてこの際説明をお願いしたいと思っております。

では、次の地区に参りたいと思っております。「総合流域防災事業 木戸川」につきましてよろしくお願いたします。

〔委員〕 先般現地を見させていただきまして、安来の市街地を通過する河川ということで、しかも街の中を通る川が平成になってからも4回も浸水被害を出しているということで、もう放置できない事業であるという印象です。大変そういったことから重要性というものを認識させていただいたところで、現段階の意見としては継続すべきもので、早期完了を目指すべき事業だというような印象を個人としては持ったところです。そういう上に立って、若干の質問をさらにさせていただきたいと思っております。

まず、これは5年前にも評価をされていて大変重複するようなこともあろうかと思っておりますけれども、一つは工期の問題です。先ほど申しましたように中心市街地を流れる河川でして被害状況も甚大なものがあると思っておりますが、工期が非常に長期にわたるということで、この間お聞きしたところによりますとその辺の理由というのがやはり用地確保ということでした。具体的なこの事例として、どういうケースで、まあ中心市街地ですから用地買収が大変だということも分かりますけれども、どういったところが用地確保の困難性を招いているのか、もし具体的な事例がお分かりでしたらそういったものを紹介いただきたいということです。それから全長2 kmに関わらず、河川の工事というのは非常に速度が遅くて費用もかかることもあるでしょうけれども、全長2 kmが工期30年ですのでかなり長いなという印象を受

けざるを得ないわけです。当初計画として、30年の計画だったかということも伺いたいと思っています。それから用地取得は既にほぼ完了しているような状況もあります。それから工事は4割弱ということでして、今後12年かかるということですが、先ほどの用地確保が長期間かかる原因だとすると、これから12年かかるというその辺の理由について冒頭お聞きしておきたいことです。

それから2点目は、水と水辺の環境についてのことで、事業採択時と現在の水質、そしてその水辺の環境、こういったものに対して事業実施部署として把握しているかどうか。水辺の楽校として成果を進められておられるようですが、そういったところについての自然に対する影響、環境に対する影響というのを現在どのように把握しておられるかということをお伺いしたい。これが2点目です。

それからもう1点は、中心市街地ということで大変多数の住民に影響を及ぼすことがあります。そういった住民の本事業に対する意識について、具体的な反応といいますか、認識が表れるようなところがあればお聞かせいただきたいと思います。お聞きになってないようでしたら、担当部署として感ずるところといいますか、感じられるところを回答していただきたいと思います。この3点です。よろしくお願いします。

〔会長〕 ありがとうございます。そうしますと執行部のほうからよろしくお願いします。

（河川課） まず用地取得に時間を要したというようなお話がありました。言われました通り中心市街地を流れる川で民家が密集しておりますので、移転していただく場所とか、店舗等もありまして、移転していただくために代替地を確保したり、そういった面で時間を要してきたのが一つの例ではないかと思えます。あと工期的なところですが、河川の工事を実施するにあたって、河川整備計画を策定する必要があります。河川整備計画は、通常20年から30年としておりますので、20年から30年が整備目標と考えております。それと、今後12年かかるということですが、用地取得がほぼ完了しておりますので、あとは、事業費をなるべく充てて進捗していかなくてはならないと思っております。去年、今年と消費税が上がるということもあって、補正予算の話もあり、用地は完了しているので、積極的に事業費の確保をしていきたいと思っております。それと2点目の水辺の楽校です。この水辺の楽校というのは、土木だけでつくっているわけではなく、教育委員会とか地元の方とか安来市さんで委員会を作りまして、小学校、幼稚園に通う地域の子供たちによる環境学習とか自然体験の活動の場所になることを目的に、計画しております。現地視察の時には、大雨洪水警報が出るような雨が降ってましたので、川が濁っていましたが、持ち帰りまして下水道の整備状況を調べたところ、山陰道から下流の市街地については、既に下水の整備が完了しておりまして、川へ大きな汚濁源は流れていません。あと3点目の住民の意識ですが、用地買収は、住民説明をして用地取得がほぼ終わっており、住民の方も平成になって4回の洪水に見舞われ、洪水に対して危機意識を持っておられると思っておりますので、工事についても円滑に進められるのではないかと考えております。以上です。

(委員) ありがとうございます。先ほどの水質なり水辺環境の問題なのですが、現地視察の時は確かに雨が降っていて川に茶色の水が流れていました。それで、水辺の楽校で生息する生物、あるいは鳥なども来てというような、環境があるのですけれども、やはり雨が降るといつもあのような状況になって、雨が降るような環境下でも水辺の環境というのは、自然生態も含めて守られているという認識でよろしいのでしょうか。

(河川課) 実際に現地では、あまり綺麗なところにはいないような魚であります。鯉がおりまして、水辺には、植物も生息しています。それと水質学習としまして、近傍の小学生の方が、独自ではあるのですが水質調査をするような計画があるというふう聞いておりますので、そういったことに役立てていただけたらと思います。

(委員) ありがとうございます。

[会長] そういたしますと、これもまた県のほうは一応継続の方針を出しておりますけれども、今の説明。水辺の楽校等を含めた地域の合意形成を図った中での今後の事業執行ということも頭にあるということと、問題は予算的な問題ということですが、基本的な線として継続ということによろしいでしょうか。

(委員) はい。

[会長] 他の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(委員) すみません、一つ質問させてください。水辺の楽校ということで、先ほど自主的に測定をしたり授業で使ったりという事例も教えていただいたのですが、意外と川は危ないということで、そういう学校行事だったり勉強以外のところだと近づかないようにということが私の息子の時にはありまして、その学校で楽しいということで使っているのに、授業等で行く時にはいいけれど、それ以外では近づくなというのはどうなのだろうと当時思った記憶があるのですけれども、実際普段の生活の中で子ども達が自主的にこういうところでふれあうというような光景はあるのでしょうか。

(河川課) 今までにそういうことがあったかどうかということでしょうか。

(委員) はい。そういう様子が見られるのかどうか。もしかしたら学校では、学校で行く時以外は近づかないようにという指導をうちの子どもがされていたように、学校がしていたりしないのか、それかもしくはこういうときは危険だから近づいたらいけないけれど、普段は親しみを持って川に接しましょうというような指導がされているのかという、普段の子どものこのあたりの学校の区間ですね、ふれあいはどんなふうになっているのか。特殊など

きではなくて、普段どんなふう子ども達が親しんでいるのかというのをお聞きしたいです。

〔河川課〕 実はまだ水辺の楽校のほうも、この間、現地を見てもらった時に分かっていたと思いますが、階段護岸はできていますが、上物といいますか、右岸側の道路は、市道になっており、市道の改良とあわせて整備をして、水辺の楽校として使ってもらおうと考えているところです。確かに言われますように、例えば学校で写生とか、遠足とか、水質調査といった環境学習に使っていただくという思いで整備をしているところですが、普段の利用については、例えば注意喚起の看板を設置するとか、学校の方とよく話し合いをした上で対応していきたいと思います。

〔会長〕 はい、ありがとうございます。私、この件についてちょっと思いましたのは、県の河川課のほうでいろいろ親水公園とか親水域とかいうことで、今まで実際もう事例があるはずなのです。そういったところは親水域としてきちんと機能を果たしているかどうかということだろうと私は思っています。そういったことも執行部のほうとしては、先ほど申しましたように、ハードな対策だけではなくソフトと連携して、こういうふう整備するからこういうふうに使って下さいねというようなスタンスというのが非常に重要になってくるかと思っておりますので、非常に今、重要な意見をお聞きしたのではないかと考えています。

〔委員〕 確認させていただいていいですか。水辺の楽校ができたあと、皆さん使われることもあると思うのですが、その場所の草刈りだとか、そういったことの段取りはもう付いているのですか。

〔会長〕 管理体制ですね。

〔河川課〕 河川管理施設、例えば護岸など、河川管理者で管理しないといけないものは県で管理しますし、その他、上物といいますか例えば公園などを整備した場合は、市で管理をしてもらうこととなります。

〔会長〕 ありがとうございます。ではその他ありませんでしょうか。では基本的な方向としては継続。まあいくつか注文をつけさせていただくことになるかもしれませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。

(一同異議無し)

〔会長〕 では3番目の詳細審議箇所、「広域河川事業 高瀬川」につきまして、お願ひいたします。

〔委員〕 この事業を担当いたしまして、改めて確認をさせていただいたのが、現在、斐川

町で最も動きの大きいところを、そういう場所を流れる河川改修事業であるということを認識いたしたわけです。上流部は資料を見せていただいておりますが、斐川のインターチェンジ、あそこを出入りする時にはもうすぐに村田製作所などの電子部品の工場が目につきましますし、それから住宅団地とか公園とか目につきまします。中流部のほうに下っていきますと、先般現地調査でも見せていただきましたのですけれども、大型店舗などの商業施設が次々と建設をされておまして、急速な土地利用が図られているということです。そしてこれからもやはり土地利用というのは、出雲市の中でも斐川町、特に動きが大きいような気がして見ておりますので、そういう大事な場所であるという、そういう背景がありますけれども、過去何度も浸水被害が発生しているわけですから、この事業はやはり、浸水被害解消の決め手となる事業に値するのではないかなということからしますと、沿線の住民とか斐川町、出雲市の斐川支所なのですけれども、やはり期待を寄せられているところは確かに大きいと思われまします。第1回目の時に質問をさせていただいたのですけれども、15年を経過して進捗率が55%というのは、これはどういうことなのでしょうかとということに対して、やはり中流部のところに国道9号線と並行しておるといふところでの先ほどのような商業施設など、大きな事業所はなかなか立ち退きのところで手間取るというふうなことを回答いただいて、用地買収が既に80%ということで、この先の見通しは付いておりますということの説明を受けまして、ひとまず納得をしたところです。それから、先ほどの繰り返しになりますけれども、大きな事業所の立ち退きというところで、私は全く用地買収のことが分からないのですけれども、普通の住宅を所有しておられる人と事業所のようなところでは用地買収の進め方に大きな差があるものなのではないでしょうか。分からないものですから一つお尋ねをしてみたいところです。

それから、上流のところには水田地帯もかなりあるようです。その水田地帯も農業振興地域にも指定されているようでして、それで水田の排水の関係とこの河川の工事との、そのあたりについて、排水に関してはもうこの河川改修事業で解決がつくものなのかどうかというところが第2点目。それでまた関連しますけれども、ずっと下流に下っていきますと、宍道湖ともうほとんどすれすれのところに五右衛門川と合流する、実際に川は合流していないようですけれども、一応五右衛門川の合流地点の高瀬川と資料を見ますとそうなっていますけれども、宍道湖の手前のところに大きな排水機場が建設されております。出雲空港のところからよく見えるところにあり、先般行って見たのですけれども、排水機場が建設されております。この河川改修で上流・中流と工事が進んでいけば、あの排水機場というのは、やはり引き続き機能をさせなければいけないものなのではないでしょうか。

あともう一つ。資料で見ますと、自然環境への影響へ配慮してというところに触れてみますと、自然植物の植生に配慮したブロック積護岸工を採用するというふうになっておりますけれども、このブロック積護岸工というのは、流域のどのあたりのところで計画されているのか、既に工事は着工されているのか、そのあたりが分かると喜びます。やはりこの事業に寄せる期待というのは、沿線の住民の方はもちろん、市のほうも期待を寄せられておると思いますので、できるかぎりの早期完了をこのあと進めていただきたいと思います。当然のことですけれども、継続の方向で進めていただきたいと思います。長くなりましたけれど

も、よろしくお願いいたします。

〔会長〕 それでは執行部、回答のほうをお願いします。

（河川課） ありがとうございます。まず1点目の用地交渉で個人のお宅と商業施設等で差があるかという話なのですけれども、交渉の仕方は全く変わらず、同様にやっております。用地買収をする前に用地調査といたしまして、用地の単価、あるいは上物の価格などを評価し、個人の方にも商業の方にも同様な方法で用地補償費の提示をして、契約をしていただいています。次に排水の関係なのですけれども、前回、五右衛門川の合流点から2km500mについてはかんがい排水事業あるいはほ場整備事業を行った説明をさせていただきましたが、これはほ場整備だけの用排水を整備したわけではなくて、それにあわせて河川改修もやっております。今後も用水排水を考慮し、河川についても既往の洪水が流れるだけの断面を確保する事業を実施します。あと排水機場、水門ですけれども、これは宍道湖の塩分が五右衛門川に遡上してくると、田んぼに塩水が入りますので、その塩分が遡上しないための水門を設けております。塩分が遡上すると水門を閉じますが、そうすると自己流といいますか、川から流れてくる水が宍道湖に流れなくなりますので、それを排水するために、ポンプ施設を作っております。ですからこの河川改修が終わったから撤去するというものではなく、水門を閉じたときには、強制的に内水を排除する目的を持っております。あと、護岸法面についてですけれども、前回見ていただいた橋の前後については、コンクリートで固めた護岸にしておりますけれども、下流につきましてはコンクリートで固めたブロックではなくて、芝を貼って環境に配慮した施工をしております。以上です。

（委員） ありがとうございます。先般現地調査で見せていただいた国道の橋のあたりはブロックということですか。

（河川課） はい、コンクリートブロックです。

（委員） あれがコンクリートブロック工法ということですね。

（河川課） そうです。橋よりも下流のほうに降りますと、コンクリートではなくて芝にしております。現地視察の時間が限られていて、そのあたりまでご案内できなくて申し訳ありませんでした。

（委員） 分かりました。ありがとうございます。

〔会長〕 その他の委員の皆様、何かご意見ありますでしょうか。先ほどのお話しから経過年数が15年でまだ残年数もありますけれども、早期完成に尽力してほしいという委員からのご指摘です。では、以上のように進めさせていただきます。

(一同異議無し)

【会長】 そうしますと続きまして詳細審議の4番目、「河川総合開発事業 浜田川」ですが、これにつきましては、現地で時間多少余裕があるということでダムの最後で皆さんご覧になっていたと思います。この地区につきましては、事業費について若干ご説明いただけるようでございますので、よろしくをお願いします。

(河川課より浜田川総合開発事業 事業費について説明)

【会長】 ありがとうございます。どうでしょうか。委員の皆様、今、主に審議の対象になった内容としては、計画変更によるところが大きいと思うのですけれども、ただいまの説明で何かご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

【委員】 浜田ダムについては、私も再評価委員になってちょうど10年になるのですけれども、その間に、平成19年に審議があつて、24年にまた審議をさせていただいて、それで今回ということです。それで、平成19年は事業採択後の10年の経過ということでやったと思います。そして平成24年は平成19年にやったものの5年後ということでやったと思います。今回は先ほどご説明があつたように、この資料では社会情勢の変化等と書いてあり、物価上昇と消費税という変化があつたということの表現ですけれども、正確に書けば、なぜ今回再評価をしたのかというのは、そういうふうには物価上昇消費税増税という意味での社会情勢の変化と、さらには事業費の、事業計画の見直しという2つが明記されていい、正確に書けば2つを書くべき性質のものだと理解してよろしいですか。

【河川課】 今の再評価の経緯なのですけれども、19年というのがダム本体工事着手前ということで、いわゆる社会情勢の変化という位置づけで再評価を行っております。

【委員】 ちなみに、第二浜田ダムが平成19年ですか。

【河川課】 第二浜田ダムというか、浜田川総合開発事業ということで一体の事業ということで再評価をしております。

【委員】 その時も社会情勢の変化という位置づけですか。

【河川課】 そうです。ダム事業というのは全体事業費がかなり大きいということもありまして、事業の節目節目で再評価を行いましようということになっておりまして、本体工事というものも100億規模の工事を発注するものですから、そういった事業の節目の段階でも再評価を行っています。その後、5年経過で24年に行つていまして、今回また全体事業費を

変えると、改定するという事で、それも事業の節目という位置づけで社会情勢の変化という理由で再評価を行ったものでして、先ほどちょっとご説明した社会情勢の変化というのは、物価上昇、消費税というのをまとめて括った表現が社会情勢の変化という表現になっておりまして、この事業評価の理由と再評価区分の理由と合致するものではないと考えております。

(委員) 事業採択後5年経っても未着工のものであるとか、採択後10年の評価、それからその後5年、という基準ではないのですね、社会情勢の変化というのは。それがちょっと知りたかった。それからあと、当初は28年に完成だったのが31年ということによろしいのですか。

(河川課) はい、よろしいです。

(委員) それからB/Cが、確か平成23年の頃は3.02ということで、24年の前回の資料は3.08になって、今回そういうことで2.70に落ちる。これは要するにコストが追加工事によってより多くかかったので、B/Cが下がるという単純なことですか。

(河川課) そうです、はい。

(委員) いずれにしましても、大雨のたびごとに昭和58年や63年のような大洪水が来るのではないかという不安が払拭されるという意味では、結論を言いますと、これはぜひとも早く完成していただいて、皆さん安心を得たいということですから、これはぜひとも継続して頑張っていただきたいということにつきますと思います。非常にシンプルな話ですが、非常に価値のある公共事業だと思います。先般、8月30日に地元の方を対象とした見学会と意見交換会があって、地元の三階町とか河内町の方が皆さんいらして、皆さんもう本当に工事の完成を心待ちにしていらっしゃるということで、住民対策というのいろいろ苦労があったと思うのですけれども、皆さん結構和気あいあいとしていらして、完成を待ちわびていらっしゃるという様子なので、これはもう地元の本当に直近の人達の期待も大きいと思うのです。さらに先ほど言いましたけれども、下流の住民にとっても非常に価値のある事業だということですから、もう本当に、工期が平成31年ということですが、完成に向けて早いテンポで進めていただけたらというのがお願いです。そういうことで、いくつか質問を用意していたのですけれども、ほとんど先ほどの説明で理解できましたので、私としてはそれで納得しています。他の委員の方はどうかなということで、質問があればいただければと思います。

[会長] はい、ありがとうございます。委員の皆様方、今、委員のお話ですと、早期完成を望むということでしたけれども、よろしいでしょうか。

ちょっとこれは私のほうから一点、これは意見としてお聞き願いたいのですが、今日の説明は、主に事業を実際にやってみて、例えばコストが安くなったとか高くなったとかといっ

た、コストのところでの説明は非常に詳しくよく分かったのですけれども、B/CというのはBもあるわけですし、社会情勢の変化が変わればBも動いてきているはずですよ。やはりそのあたりも今後も検討される、まあこれが必要かどうかということは別問題として、現時点で最小限の便益を見てこれだけですよということで、それでもこれだけありますよということでも納得できると思うのですけれども、そういった要素もあるのだということと、もう一点、消費税のことを盛んにおっしゃっていましたが、これも流動的ですけども10%というものもまた将来的に出てくると思うのですが、またその段階で改めてこういった議論をしなければならないのかというのは、ちょっと気になります。お答えは結構です。では継続ということでよろしくをお願いします。

(一同異議無し)

【会長】 5番目の審議箇所「海岸侵食対策事業 三隅港湊浦地区」についてお願いしたいと思えます。委員は、第5回の最終審議にお見えにならないということもございますので、十分なご質問等、ございましたらお願いします。

（委員） メール等で質問させていただいておりますので、既に聞くことはあまりないのですけれども、何点か確認事項があるので教えていただきたいと思えます。まず資料の中で、昭和60年くらいから海岸侵食が始まったと。その理由としていくつか資料の中に書いてあって、一つがダム開発、一つが護岸整備、そしてもう一つが防波堤ですか、沖にある防波堤を作ったことでいろいろと変わったという話があったのですけれども、そのあたりの年代的な順番、要は昭和60年に侵食が始まったということはそれ以前に何かできたり、できはじめていて、それが徐々に後背地の都市化というか整備というか、そういったものでどんどん加速化されていったということだと思えるので、その辺の時代背景をちょっと教えていただきたいということと、実際の現場を見せていただいて、さすがにあの辺、海岸線が綺麗でとてもいいなと思ったのですけれども、これはメールでも既に再三聞かせていただきましたが、突堤を付けるということで、景観が悪くなるのではないかなと。それで、配付していただいた資料の中に昭和50何年くらいの写真がありますけれど、やっぱりすごく綺麗ですよ、あの海岸線。それを、突堤を付けることで景観が悪くなってしまうと、最初の目的である、美しい海岸を復元するんだというような目的が全く変わってしまうような気がするのです。それをこれから地元の方々と相談しながら構造設計、施工等をやっていきますよというようなことがメールに書いてあったのですけれども、そうすると事業費とかも変わってくるのでしょね。そうなった場合に、その時の対応は一体どうされるのかなと思って。減る分にはいいかもしれませんが、仮にすごく特殊なもので、増える場合とかもあり得るのです。地元の人達がそのように要望して話し合いが進んでいって、よしこれでいこうとなった時、そういう時どうするのかなと思ったことと、もう一点、今ちょうど配付資料の中にある議事録で、質疑応答のところでも前回お聞きしたことなのですけれども、砂浜がなくなったりすると護岸とかが壊れる。突堤とか潜堤とかを作って何年くらいに回復する見込みなのかみ

たいな質問に対して、回答いただいたのがシミュレーションというのは完成後10年あるいは20年に実施していて、完全に現場条件が同じではないから同じように変化はしていませんよとあったのですけれども、どなたかの質問と回答が合っていないなと思ってます。つまりシミュレーションの中では、2次元だか3次元だかの水理モデルを回していると思うのですけれども、要は流れが滞水するような場所に砂が集まるだろうみたいな計算になると思うのですね。条件をしっかりと入れて。そうすると、10年後20年後のシミュレーションの中で、どこの水が鈍るのか、動きが鈍るのかみたいなことは多分計算したら出てくるはずなので、それは実際に合わないとしてもおおよそ何年くらいで浜が復元するのか、養浜した時に砂が流れ出さないのか、そういうことが分かるような、推計できるような感じがするのですけれども、それに対して全く回答がなかったのもう一度確認してほしいです。なぜかという、バスの中で説明していただいた時に、潜堤を作りまして、結果南北の動きは早まったけれども東西の動きがそんなになくて、はまるどころとずれるところとありますよと。なので突堤を作ってみる。ただ、突堤を作ってもまだどうなるか分からないから、結果、もしそれが上手くいかなかったらまた考えますみたいなことを言われたのですけれども、結局そうすると、あまりシミュレーションを行った意味がなくなって、結局行き当たりばったりの事業計画になってしまうので、そうすると、平成12年から始まって、やってみてダメだったから突堤を付ける。平成36年に完成予定ですけれども、もしかしたらまたこれ増える可能性ありますよね。やってみただけでダメでした、ではまた考えます、では次の突堤を、次の潜堤をやってみただけでダメでしたと、あまりにも計画的によろしくないと思うので、その辺をどうするのか。そんなものなのですかね、浜の事業というのは。よく分からないので、そんなものなのかなと思いつつ、まあ実際分かりませんし。あと気象条件も変わっていますし、最初会長も言われていたように一回のイベントが激しくなっていますから。そういった意味でも予測がしづらいとは思いますが、そんなものなのですかね、という率直なことを教えていただきたいなと思います。特に事業自体についてはどうのこうのといったことはないので、その辺をちょっと教えていただいて、できれば、今後同じような浜の開発とか復元とかがあると思うのですけれども、その日にぜひこういうことが活かされて、事業計画がもっときちんとできて、計画どおりになって、執行予算も減ると。そういったふうなところにつなげていければなと思っております。よろしく申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。要するに、現時点で考え得る計画として、これが最善の計画方法、手法だよということの確認が一つあろうかと思えます。基本的には、委員から今後進めてほしいというご意見のように賜っていますが、いかがですか。

（委員） ちょっと関連で質問をさせていただきます。

【会長】 はい、どうぞ。

（委員） 関連しての質問なのですが、ご存じのように江津市には江の川に導流堤が300

mくらいあって、その導流堤に向かって江の川左岸に付いていますね、それから西に向かって約2.5kmくらいですか、海岸に離岸堤があるのですね、これが約7か8くらい。これが写真で、一昨日撮ってきたのですけれども、島根県は従来、海岸の侵食制御方法として、多く離岸堤を採用しています。例として多伎町や益田市の昨年行きました持石海岸、それから江津市など。それが景観とか維持管理とかの問題でこれから今回三隅海岸に計画されているこの潜堤ですね。こういうものに海岸の護岸のやり方がようやく養浜の工法がこちらのほうに変わっていくものなのではないでしょうか。ちょっとその辺お聞きしたいなと思います。

【会長】 これもあわせて計画性の問題であろうと思います。よろしくお願いします。

(港湾空港課) 港湾空港課です。最初の委員のご質問のほうから回答させていただきます。まず周辺の施設の整備の順序ということでご質問いただきました。周辺で一番最初にできている施設というのが三隅港の河口に導流堤です。それがまず一番最初にできております。昭和40年代後半にそういったものが建設されておまして、その後、御部ダム建設がありまして、あわせてその御部ダムの完成間近の頃に三隅川放水路ができ、あわせて導流堤も整備されたところです。その後、三隅港の防波堤が建設されまして、そのあたりから徐々に侵食が顕著に見られて、港湾の海岸事業で人工リーフを建設したというような時代の流れになっております。それからシミュレーションの復元についてということでご質問を受けたところですが、今回シミュレーションをするにあたっては、養浜が完成してから何年後にどういうふうに海岸線が変化していくかということでシミュレーションをしております。基本的に自然に砂浜が戻るということにはなりません、砂を人工的に入れて砂浜を復元してやることからスタートしてシミュレーションをしています。工法も今回は突堤方式というものをごちらのほうからは提案させていただいて、委員会のほうに諮らせていただいておりますが、複数の検討をしております。このほかにも人工リーフをもう一基つくった場合、あるいは今ある人工リーフを離岸堤のように水面の上に出しまして、改良した場合どうなるか、あるいは三隅川本川の導流堤を伸ばしたらどうなるかというような、複数の工法を考えまして同様のシミュレーションをかけております。その中で経過年数をおいた状態で汀線が保たれているものということで今回の突堤方式を採用しております。前回の質問でシミュレーション通りにいくかどうか分からないということをお話しさせていただいたところではありますけれども、ご質問の中にもありましたように、自然現象というのは思った通りに起きることではないということを含めて、答えさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

(港湾空港課長) 港湾空港課長です。突堤と景観環境の話がありました。これについては、突堤の表面のほうを消波ブロックというふうな形でやればかなり効果は高いのですが、景観上の問題もあるということで、被覆ブロックということも考えられると。で被覆ブロックよりは地元のほうに話をしまして、被覆石でやるというような工法もあります。このあたりも、できるだけ景観に配慮するような形で地元のほうと相談をしまして、やっていきたいと考え

ております。

そのあと事業費の件がありましたが、いずれにしても表面保護の表面の消波の部分ですね、このあたりを消波ブロックでやるか被覆ブロックでやるか、被覆石でやるかという材質の違いというところで事業費的にはそう多く変わらないというふうに考えておりますので、この事業の予算の中でやっていきたい、やっていけるというふうに考えております。それと、江津のほうの海岸の話、離岸堤と潜堤の話ですが、従来からは離岸堤のほうが高効果という、浜に砂がつく効果が高いということで離岸堤のほうでやっておりました。ただ、環境の面、景観の面等もありまして、できるだけ見えないほうが良いということで潜堤という形で変わってきているところがあります。ただ、なかなか自然現象でして、人工リーフ、潜堤でやって効果が薄いところもあります。そういう場合は逆に一度やったものを高くして離岸堤にするというふうなことも考えたりする場合もありますので、そのあたりで、時代の流れとしては、環境に配慮して、離岸堤から潜堤のほうに変わってきています。ただ効果が出ないところはまた考えて、いろいろな工夫をしていくという状況です。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

（委員） ありがとうございます。それで、しつこいようですけれども、シミュレーションで何パターンかされているということで、確かに県の方々がそれで検討されて、それでいこうという話でこういう資料が出てくると思うのですけれども、体系的な情報として、シミュレーションをやった時の、パターン分けした時の、例えば岸辺の水の流れの違いとか、波の弱まり具合とか、そういうものはきっとシミュレーションで計画されていると思うので、そういったものをビジュアル的に2次元にさせていただいて、参考資料程度で見せていただくと、より具体的にイメージが持てて、なるほどと。突堤でやるとどの辺の流れが収まって、確かに養浜した後、砂が綺麗ですねみたいなものが分かりやすく、より、まあ今回いろいろなメールを送らせてもらいましたが、そういうのがあると多分必要最小限のやりとりで私たちも理解できると思うので、ぜひ次回からそういった情報もいただけると助かります。ありがとうございます。

【会長】 意見としてよろしいですか。今ご説明を聞いた中では、要するに地元の意見を聞きながら、あくまでも対象は自然なもので、いろいろな工法を比較設計の中で、今後の情報も見ながら工法を最終的に考えていくのだということで、ただ先ほど委員から話があったように、こういったことを専門家ではない人に説明をする場合には、やはり今あったようなビジュアル的な説明資料、こういったものもあればより効果的かなというところで意見とさせていただきますと思います。他に質問はありませんか。

（委員） ちょっと伺いたいのは、一般論なのですが、私この前、益田港の海岸侵食対策事業を担当いたしました。その時にいろいろと山陰海岸、といいますのが島根県からの海岸線というのは、歴史的に昭和20年代から30年代、40年、それから平成に入って

というそういう長い歴史の中で汀線が後退をしていく、海岸線、砂浜が少なくなっていくという、まあこれは写真を見て、明らかにそういう長い歴史の中でそうなっています。それはなぜかといったら、今一番中心になっているのが、砂防ダム等ができたことによって山からの砂の供給というものが不足してきたということが主原因だということで、すごくそういうイメージが強かったのです。また、その山陰の島根の海岸について、そういうことが主原因でやはりどこでもそういう現象が起きているというのをイメージしていたのですが、ここではかなりその急速に、何か違う原因でそうなったというようなイメージを受けるのですが、やはりここは先ほど述べられたようなところの原因に、やはり予想とは違うものが、特殊性があるという認識を持ったほうがよろしいのでしょうか。

(港湾空港課) ただいまの質問ですけれども、特殊性ということになるのかどうかということもあるのですけれども、この近辺で特にダム、治水ダムですけれども、そういった整備もされているという事実もあります。特に隣で三隅港という大きな港が建設されたということで、ほかの海岸ですとそういった大きな施設がある場合には急激に侵食等の影響が出るということも一般に知られていることです。日本全体といいますか、海岸全体で見た時には、今おっしゃったように砂防ダムの整備等で侵食傾向にあるということには間違いはないと思うのです。特にこの海岸で見ればということで先ほど説明をさせていただきました。大きな施設ができた場合には、特に影響を受けやすい海岸であると思います。

[会長] 以上でよろしいですか。

(委員) はい。

[会長] ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。では一応継続ということで、またご意見具申案のほうもお願いしたいと思います。

(一同異議無し)

[会長] そうしますと、6番目の審議箇所、「地すべり対策事業 中遠田地区」について、よろしくをお願いします。

(委員) 私がこの意見具申案作成の準備に取りかかる直前に広島のと砂災害が起きました、今日は北海道で豪雨ということですのでけれども、広島のと砂災害が起こった後、新聞とかインターネットとかいろいろ見まして感じたところをちょっと触れておきたいと思い、意見具申とは別ですけれども触れておきます。と砂災害危険箇所というのが国土交通省の2002年の4月の資料ですと、土石流とか急傾斜地崩壊、地すべりも入りますけれども、全国的に広島県が一番多くて、その時の資料では31,987箇所。そして2番目が島根県で22,296箇所という数字が上がっているのを見ました。それで、一昨日の新聞で、島根県の土

砂災害警戒区域の指定が約32,000箇所であるという記事が出ておまして、私の感覚では土砂災害の危険箇所があって、その中の7割という、新聞に出ておりましたけれど、全国で52万あって7割弱が指定箇所ということですが、この国土交通省の数字と島根県の32,000箇所との関連を、後でコメントいただきたい。この2002年4月というのがもうかなり古いのでその関係かなとは思いますが、その点を後でコメントいただけたらと思います。

それと、土砂災害の対応をいろいろ見ていますと、一言でいうと国、県、市町村が連携を図りながら、つまり縦の関係と各々に役割を持って対策を展開しているということでした。もちろん国も各省、県も各部局、それから市町村も各課、それに消防とか警察とか横の広がりもあって、それに自治会等も加わって、ハード事業あるいはソフト事業を分担して対応しているということでした。新聞の記事の中で一つ気になったところが、住民の方々が危険なところに住んでいるとの危機意識が浸透していたかどうか見返してみる必要があるという記事がありまして、これを裏返せば、いかにして浸透させるのかという問題を含んでいるなどと思って読みました。改めて、災害については担当課の枠を超えた対策、総合的な対策が効率的に行われることが必要ではないかと思っております。広島の土砂災害でちょっと感じたところは以上です。それでは、私が担当いたしました地すべり対策事業の中遠田地区、意見具申の案ですけれども、資料をいただきましたので考えて参りました。

この事業、益田市遠田町における地すべりの防止を目的とした事業です。工事着手が平成12年度でして、完了予定が平成31年度ということです。この平成31年度というのは、前回の再評価の委員会では平成30年度になっていたと思うのですが、1年長くなったということで、これも後でコメントをいただきたいと思っております。現在のところ進捗率が76%であると。この地域は地すべりブロックが19箇所と非常に多い。優先度の高いブロックから効果を確認しながら実施していると。今年度末で11ブロックの対策が完了予定ですが、解析から対策工事効果確認までに3年ないし5年の期間を要すると。そしてまた経済的効果的に行うために地下水位の降下状況を段階的に確認しながら進めていくということで事業が長期化しているということです。この事業の保全対象に人家が137戸入っており、また、それ以外にも事業所とか国道とか市道、集会所、公民館等も入っているということです。もし地すべりが発生して遠田川に土砂が流入いたしますと、河川が閉塞氾濫して被害が拡大する恐れもあるということです。一方、この事業の費用対効果が非常に高いということなどを考慮いたしますと、私としてはこの事業を継続することには異論はありません。また、事業がこれ以上遅れないようお願いしたいと思います。なお、この地域では平成9年頃から地すべりの兆候が現れました。平成10年に調査されて、市道、コンクリートブロック及び擁壁などの亀裂、擁壁継ぎ目部の段差等の被害が分かりました。資料をいただきましたところ県下では各地に多数の危険箇所が存在していると、そういう現状であります。資料の中で土木の地すべりとして把握しているだけでも、これは土木の地すべりというのは、土木部の管轄の地すべりという意味なのかそうではないのか、これも後でコメントよろしくお願いたします。いただいた資料では土木の地すべりとして把握しているだけでも、危険箇所は275箇所、そのうちの半分以上が未対策であるということです。こうした現状を考えますと、

今、財政の制約がある中ですので、危険性、緊急性等を考慮して、対策優先地域のより適切かつ迅速な選定が必要ではないかと私は考えています。もう一つ、現在の予測しがたい局地的な豪雨が頻繁に発生する状況を考えますと、防災の観点から住民の皆様が安心して暮らせるように関係部局が連携したソフト面の充実についても配慮をお願いしたいというふうに私は考えております。以上です。

〔会長〕 はい、ありがとうございました。委員のご意見は基本的には継続、早期完了を求めるといふご意見だったように思いますが、ご意見の中でいくつかコメントを求めておられますけれども、執行部のほうでどの程度まで把握しておられますか。

〔砂防課〕 最初に質問のありました土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域の関係につきましては、本来なら今日課長が来る予定だったのですが、広島県の災害の対応等がありまして、ちょっとハードの担当しかいないものですから、分かる範囲で説明させていただきます。土砂災害危険箇所というのは、国の実施要領に基づいて、国からの要請に基づいて実施したもので、もともと昭和50年代に最初の点検要請がきてですね、基本的に図面でいうと25,000分の1という結構粗い図面から土砂災害の危険箇所というのを洗い出して、そこを点検してくださいというものでした。それから5年ごとくらいに再点検の依頼が来て、最新では平成14年に、委員の言われました二万二千いくらかという箇所を、島根県では土砂災害の危険箇所というふうを選定しています。もう一方の土砂災害の警戒区域というのは、平成11年に広島で起こった土砂災害を契機に平成13年に土砂災害防止法という法律ができて、それに基づいて調査した箇所になります。先ほどの土砂災害危険箇所というのは法律に基づいてないものですが、この土砂災害警戒区域というのは法律に基づいたもので、基本的に2,500分の1というスケールで、先ほどよりも結構細かい図面を基に危険な区域を洗い出して箇所を選定するというものになります。ですので、元々の図面が違うものからスタートしていますので、数がぴったり合うということはありませんし、例えば土砂災害危険箇所で大雑把に1箇所だと言っていたところも、詳しい図面を見ると谷があつて2つに分かれるとか3つに分かれるとか、そういったことも出る関係で、図面がより詳しい土砂災害警戒区域のほうがどうしても数が多くなってしまふという現象になっています。最初の質問はこの内容でよろしいでしょうか。

〔委員〕 分かりました。ありがとうございます。

〔砂防課〕 続きまして中遠田地区の質問は2点あつたかと思ひます。一つは前回平成30年に完成だと言つていた工期が1年延びた理由ということなのですが、ちょうど前回平成21年に対策してつたB-2ブロックという比較的大きいブロックなのですが、計画通りの対策を実施したものの効果確認をしたときに必要な安全率を満たしていませんでした。これは現地でも説明させていただきましたけれども、地下水位が必要なところまで下がつてつるかというのを工事した翌年に観測するわけなのですが、その水位が思つたより下がつ

ていなくて再度対策工を追加で実施したという経緯があります。その対策工というのが、打ち増しとあって、もともと先端、横ボーリングを大体先端の間隔が10m毎にあるのですけれど、それを狭めて5m間隔、間を更に埋めていくというような感じで、横ボーリングをやったりするのですが、そういった対策に追加でやることに時間がかかったということと、それに加えてその後の効果確認もなかなか雨が思ったより降らなくて、設計するときの雨量というのが100mm程度以上の雨をもとに計画をします。ですので、同じくらいの雨が降ったときに本当に下がっているかというのを確認しないといけないのですが、その雨が2年間降らなかったということもあって、このB-2ブロックだけで当初よりも3年くらい余計に時間がかかったということもあって、結果的にももとの完成から全体で見ると1年延びたくらいで済んだのですが、そういった経緯もあって完成が1年延びたということであります。それからもう一つ、土木の地すべりという表現を現地でさせてもらったのですが、これは土木というか国土交通省所管の地すべりということで、地すべりには、農村振興局所管、林野庁所管、そして国土交通省という3つの地すべりがあります。主に保全対象によって分かれておりまして、国土交通省で所管するのは人家だとか、あと公共土木施設、そういったものを保全するのが国土交通省所管で砂防課が担当している地すべりです。それ以外に、農村振興局所管の地すべりは主に農地を守るような地すべり、それから林野庁所管ということで保安林などの森林を守るといった地すべりがあります。事業を実施する時は必ずこの3課で集まって、お互いの持ち分というか、この地区については国土交通省所管でいきますとか、そういった協議をした上で事業の実施をすることになっております。この中遠田地区においても事業着手前に3課でそういった現地協議をした上で事業を実施しています。国土交通省所管の地すべりということで、島根県内では275箇所あるということでご理解いただければと思います。以上です。

(委員) 分かりました。ありがとうございました。

[会長] 工期が1年延びた理由を非常に細かく説明していただいて、進行管理をしっかりしておられるなあと感心しました。これは私のほうからの意見なのですが、お話の中に横の連携を意識した防災対策というものがあまして、これは意見ですけれども、まあ今日次長さん総務課長さんそれぞれお見えになっていますけれども、各部局を跨がったような、例えば避難だとか、いわゆる防災対策という視点の、ただ工事をするという対策工事を抑止するだけではなく、本当に国民の命を守るという視点での対策については、しっかり県の中でも横の連携を持ってやっていただきたいというのが私からの意見です。委員からのご発言では継続ということですが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(一同異議無し)

[会長] はい。ありがとうございました。では7箇所目です。「県営林道開設事業 足尾線」につきまして、委員よろしくお願ひします。

〔委員〕 現地調査地点は標高が大体700mくらいのところで、周辺には同様の山が沢山連なっておりまして、林道整備によって利用区域内の循環型といいますか、林道が機能するものと考えております。しかしこういうところは私も初めて行ったのですが、山間部で、おそらく冬期での工事は大変だろうと思います。しかし人工林の資源の活用や、広葉樹資源が沢山ありますので、林道の開通によってチップ用材などの林業の活性化につながるものと考えております。森林所有形態は民有林がほとんどでして、いただいた資料では全体が751ha、それで官行造林というのが51ha。ですから、おそらく地権者との調整に大変時間を要されたことと推察しました。私は林道について全く知識はありませんで、いわゆる費用便益比の資料をいただいたのですが、細かく書いてあって私はちょっと理解がしがたいところがありまして、要するに算出根拠がちょっと分かりにくいなというふうに感じました。それからこの資料の中で、広葉樹林をとということで周辺木材利用の関係で3箇所の事業所が入っておりますが、中には江津市にありますパルプ工場も入っています。ところで実態はどうかと思ひまして、パルプ工場へ行きましてその辺のところをお聞きしたのですが、チップの集荷については大変実態がつかみにくくて、商業上の関係で工場自体もどこからチップを取るか分からないというお話でした。それ以上のことは私も聞けませんので、ただしこの林道が開通することによって、島根県西部のチップの出荷にこれから大いに役立つというふうに考えましたので、現在進捗率が82%で、完成が平成35年度となっておりますので、早期に完成すれば島根県の林業の活性化につながるかというふうに考えまして、継続とさせていただきます、早期の完成をお願いしたいと思います。以上です。

〔会長〕 ありがとうございます。ではその他の委員からは何かありますか。今のお話の中で、西部地区の、まあこの後また隠岐のほうでも話が出るかもしれませんが、いわゆる旭町というのは山ばかりのところでした、ああいったところで森林を、林業を産業としてやっていくにはやはり林道整備が必要だというのが委員のご意向だと思いますけれども、その辺も含めて何かあえますか。

(一同異議無し)

〔会長〕 では、委員会としてこれで継続ということでよろしく願ひします。では最後の地区になりましたけれども、8箇所目の「県営林道開設事業 上ヶ床線」につきましてよろしく願ひします。

〔委員〕 今の高田会長の話の流れからいきますと、一つ確認をしたくて、事務局にメールでお聞きしたのですが、林道密度が隠岐の島後で13.1、浜田圏域が4.0ということで、割と石見地方としてはちょっと腑に落ちないところを感じている次第です。それはまだ明確な理由があったら教えていただきたいのですが、それとは別に何点か質問がありまして、今回、上ヶ床線第1期工事というふうに出ているのですが、第1期工事というからには第2期

工事が多分あると思うのですが、これは今どのような状態であるかということが一つ。それから、やはりメールでお聞きしておりますが、島外、つまり本土に持って行くために、本土の木材価格と隠岐の木材価格は基本的には一緒なのですが、海上輸送に1立米につき3,000円かかるというお話だったのですが、これは何かもっと輸送方法、例えば小田岸壁の改修とかいろいろありましたが、コストを下げる考えというのは何かあるのでしょうか。それと、すごくすみません。ちょっと小さい質問なのですが、今日本で一番林業が活性化している県というのは、どこか目指すべき林業のあり方というのは日本であるのでしょうか。もし県名が分かれば、地方名でもいいですので、教えていただきたいと思います。基本的に私、林業がどんどん活性化してほしいと思っていますし、先ほど委員もおっしゃったような足尾線の山とかを見るとこんなに財産が島根の山にはあるのだなという印象を受けましたので、必要な林道は作っていただいて、活性化していければいいなという期待も込めて、一応継続ということで考えております。

【会長】 そしたら、ただいまのご質問についてお願いします。

（森林整備課） ご意見ありがとうございます。森林整備課のほうで何点か、今の委員の質問について回答させていただきたいと思います。まず第1点目に林道密度の件ですが、隠岐は13.1、浜田圏域は4.0ということで、メールでのご質問に対しては浜田と隠岐と、また県の平均的なところでお話しさせていただいたのですが、事例をいうならば松江圏域とかは、松江においても4.0、それから若干高いところで県央圏域が5.9、それから益田圏域でも3.8ということで、特別浜田が低いというわけではありません。本土についてはまだ奥部の山間地域での林道密度が低く生育のための基盤が遅れているというようなご理解をいただければいいのかなというふうに思っています。隠岐につきましては、古くから非常に林業が盛んなところでして、特に昔でいえば布施村、それから五箇村や都万村のほうの林道密度は特に、今回の上ヶ床は旧西郷町にあるのですが、布施村や五箇村等も林道密度が特に突出して高い状況になっております。それから、上ヶ床線の2期工事についてですが、上ヶ床線については国道を挟んで地図で言いますと右側が1期工事、左側が2期工事ということで考えております。2期工事も若干着手している部分はありますが、右側の1期工事を集中的に早期開通を目指して、特に本谷上ヶ床の人工造林を目指して、その整備を早期に行いたいということで、現在1期工事を平成29年の完成を目指して集中的に対応しているところです。それから本土と離島を結ぶ海上輸送費の関係なのですが、ご質問をいただいたときにも輸送経費に3,000円の差があると。それから現在小田岸壁を改修することによりまして、現在の輸送方法という船が2隻ありますが、400立米と100立米の船で現在運んでおるわけですが、小田岸壁の改修によりまして、将来的には800立米の船で輸送が可能になるというふうに計画をしております。これによりまして、若干距離によって差は出てきますが、立米あたり750円から2,000円くらいのコストの軽減が図れるというふうに現在計画をしていると聞いております。それから、日本の中で目指すべき林業県はどこかということについては、目指すべき林業県につきまして

は現在ちょっと回答ができないということで大変申し訳ございませんが、ご了解いただければと思います。

(委員) すみません、輸送費の件なのですけれども、3,000円であるのが、いっぱい運んでも750円減ということですか。

(森林整備課) はい、減です。

(委員) だから、まあざっとすると2,250円の輸送費ということでしょうか。

(森林整備課) 3,000円というのが平均的な、長距離から短いものもあわせて3,000円というのが全体的なところなのですけれども、近いところでは750円くらい、遠いところでは2,000円くらいの経費の減が図れるというふうに聞いています。

(委員) それに関して、海上輸送支援事業というので750円の補助金が出るというふうに聞いているのですけれども、それは、先ほどの海上輸送の金額の補助金を除いた金額なのですか。

(森林整備課) そうです。純粋に船が大きくなることによって下がる金額というふうに思っていたらと思います。

(委員) 支援事業というのは永遠に続くのですか。

(森林整備課) 今年限りだそうです。

(委員) 分かりました。隠岐の林業がさかんになるのは歓迎なのですが、この輸送費にお金をかけても、輸送したいという、木を作るということに関して、例えばブランド化を狙っていらっしゃると思いますが、個性化、個性的な木。隠岐は多分クロマツなどがまだ松枯れの影響が少ないほうだと思うのですけれども、そういったソフトの売り出し方というものもぜひご検討いただければと思います。

[会長] ありがとうございます。ただいま委員のほうからいくつか質問がありましたけれども、継続ということでございます。ちょっとまた私のほうから関連した意見と申していただければいいのですが、島根の場合、非常に森林地帯が多いです。それから農地についても、結構最近荒廃農地であったりとか、非常にそういった意味で一次産業、といいますか産業に結びつけたところの公共事業のあり方というものについても、先ほど委員の話では林業で栄えているような県はないかという話で、見当たらないということなのですけれども、そうではなしに、やはり林業で本当に生業を立てていっているところとか、非常に上手くやって

いくというところの事例をどんどん見つけていただいて、島根県の、本当に面積の大部分を占める一次産業部分のところをもっと頑張っていたらいいなというのが私からの意見です。

そういたしますと一応、各地区、いろいろと注文等もありましたけれども継続ということで最終的な意見具申案をまとめさせていただきたいと思います。

(一同異議無し)

【会長】 それでは今後のスケジュールについて事務局のほうから説明をお願いします。

（事務局） お手元の資料の4ページをご覧ください。本日、9月11日が第4回再評価委員会ということで開催しております。委員の皆様は9月26日に向けて意見具申の案を事務局まで提出していただきたいと思います。提出の方法は、郵送、FAX、メール、何でもよろしいですのでよろしく願いいたします。それをまとめまして、会長のほうに送付することと、委員の皆様全員に送付させていただきます。会長は総括意見を10月10日までに提出していただければと事務局のほうで考えています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。今後のスケジュール等について、今ご説明がありました。各委員の皆様方には大変お忙しいところお手数をおかけしますが、予定のスケジュールでお願いしたいと思います。ちなみに今日、各委員の皆様方のご意見を聞いていますと、皆様非常に細かく現地調査、あるいはいろいろと資料をお集めになったりして勉強しておられるように受け止めました。そういったことも十分反映させていただければと思います。

ちょっと私のほうから事務局に一点ほど確認したいのですが、まあこれは最後の回というふうにも思っておりましたけれども、私どもの意見具申書というものは、県のほう、行政のほうに提出した場合、これがどういったふうに事業執行に反映されるのかということについて、以前から聞きたいなと思っておまして、もしよろしければこの場でご回答いただければと思います。どなたでも結構です。

（事務局） 平成22年度に道路の評価手法について意見具申で提言をいただいたときに、島根県独自の評価手法を考えさせていただいたり、また24年度には本日も審議いただきました浜田ダムについていろいろと意見をいただいたことについて、その意見を参考に浜田ダム堤体の漏水対策の実施や下流部の河床に堆積したものを除去するなど、委員会の意見について各事業者が尊重し対応しているところです。事務局のほうでも対応状況を確認しているところです。

【会長】 ということは、意見具申はフィードバックされているというふうに理解してよろしいですね。意見具申書は皆さんの現課のほうにフィードバックされておることによろしいでしょうか。

(事務局) はい。

[会長] それを参考にした上で今後の事業執行が図られるということですね。

(事務局) そうです。

[会長] 次長、よろしいですかね。

(土木部次長) 先ほどのスケジュール表を見ますと、11月12日に会長のほうから知事へ意見具申となって、この後に、知事は当然執行部の代表として意見を賜ったと。その意見を尊重して、実際の執行にその意見が間違いなく反映されると。具体的には、例えば今日のダム事業にしてもですね、そういった形で意見具申がなされた後に事業の執行が可能になるというふうな形もありますので、この委員会でいただいた意見については執行部としては最大限尊重するような仕組み、手続きになっております。

[会長] はい、ありがとうございました。では委員の皆様方、最終の具申案につきまして各箇所よろしく願いいたします。私の方で最終的に総括させていただきたいと思います。では本日の第4回の委員会をこれにて終了させていただきたいと思います。では事務局にお返しします。

4. 閉 会